

## 退官に寄せて

### 原田先生の退官に寄せて

石田 一紀

わたしは、原田先生より多くのことを学んだ。とりわけ、介護福祉教育とは何かということ、この真髄を先生から学んだと思う。もちろん、この年になっても道半ばであるが。

研究面では、ホームヘルパーを中心とした生活援助の児童から深く学ばせていただいた。原田先生は一貫して、次の点を強調されている。ホームヘルパーの援助における裁量権の担保と、意思決定への参加が認められるようなシステムの構築である。

要するに、1. 労働の細分化と援助過程における裁量権、自己決定の剥奪は、労働意欲の喪失、労働の生産性と質の低下をもたらしていることを先生はまず強調され、そして、

2. 技能の向上や精神的ストレスの回避・緩和に有効な職場でのコミュニケーションがもてない組織体制は、ヘルパー同士はもとより、他職種やインフォーマルな援助との共同性を喪失していくと指摘される。それは、離職率を上昇させる要因でもある。

3. どのような職業であれ、仕事における自由裁量、意思決定への参加、チームによる協働は、仕事に対する責任感を生む。とりわけ、人間を対象とする労働は、計画のたえざる見直しが求められる。この意味でも労働における裁量権の付与は不可欠であると原田先生は指摘されている。

周知のごとく、ホームヘルプサービスにおける認知症高齢者やターミナルケアへのかかわりがますます重要になってきている。ホームヘルプサービスの質的向上とヘルパーの確保において、原田先生の指摘は先見性があり、

こんにち、改めて深めていかねばならない社会的課題であると思う。

こうした、先生の研究の実践的基盤は倉敷市における公的ヘルパー、および、労働組合にあつたと私は思っている。当時の実践研究のまとめは「措置制度上のホームヘルプ制度調査の概要」にまとめられている。調査は、老人保健福祉計画の見直し年度をとらえて、各市町村におけるホームヘルプ事業の整備状況を把握するために、都市規模別にランダムに80区市町村を対象にして、①運営主体の状況②ヘルパーの雇用形態③登録ヘルパーの身分保障や活動内容、常勤ヘルパーの役割と守備範囲、チーム運営方式の実施状況および、24時間ケアへの対応などを究明したものである。

当時、社会福祉政策は大きな転換期にあった。介護労働においても自治体はますます民間事業に委託化されていった。ホームヘルパーの登録制度・パート化が進んだ。住民主体の福祉行政に代わって、いわば、市場原理が主体になる。こうした、政策転換に際して、なによりも要介護者、社会的弱者の立場に立って、公務労働としてのホームヘルプ労働の重要性を実践的にも、理論的にも明らかにされていったのが原田先生であった。

原田先生はさらに研究を次の点において進めておられる。それは、都市部の単身の要介護高齢者が、地域で生活を継続するための生活を営む力、生活力の形成である。そこに、ホームヘルパーとしての生活援助がどのように有効であるかを見ていくことである。いわば、ソーシャルワークの原点である。今、私は、わくわくしながら先生から学ぼうとしている。